

【豊岡市】

※各基準の抜粋を記載しています。詳細は、豊岡市都市整備課（景観政策係）へお問い合わせください。

1. 許可の共通基準

- ① 広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺景観と調和させる。
- ② 掲出物件は塗装及び装飾し、表示面と調和させる。
- ③ ネオンサイン、電飾等使用する場合は、昼間における美観維持に必要な対策を講じる。
- ④ 蛍光塗料又は反射光の強い塗料を使用しない。
- ⑤ 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層専用地域、風致地区の境界から100m以内に掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せずかつ光源の点滅を禁止する。
- ⑥ 許可地域において、高さが15mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあっては45メートル、その他の地域にあっては30メートルまでの高さの部分の面積の合計をいう。）の1/2を超えないこと。
- ⑦ 都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡以下とすること。

2. 個別基準

① 屋上利用広告

区分	商業系地域	その他の地域
広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	4.5m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	3.0m以下（同左）
表示場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	① 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面からの突出禁止	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止
	② 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること。	

② 壁面利用広告

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下（LEDサインを使用する場合1/16以下）	壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合1/20以下）
地上からの高さ	4.5m以下（超える場合は一定基準を満たすものに限定）	3.0m以下（同左）
その他の表示方法	① 広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること。 ② 壁面の外郭線からの突出禁止 ③ 窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） ④ 意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚）	

③ 壁面突出広告

区分	商業系地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	4.5m以下	3.0m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	① 壁面の上端を超える突出禁止 ② 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 ③ 交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	

④ 自己敷地内建植え広告

区分	商業系地域	その他の地域
表示面積	① 広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下（LEDサインを使用する場合は、1方向の表示面積の面積5㎡以下、表示面積10㎡以下） ② 広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下（LEDサインを使用する場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下）	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	1.5m以下（LEDサインを使用する場合は1.0m以下。交通信号機からの距離が5.0m以下のときは5m以下）	
その他の表示方法	-	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン、又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

⑤ 自己敷地外建植え広告（野立広告物）

区 分	特定区域を除く許可地域
表示面積	①広告板 1方向の表示の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下）、表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示場所	①特定区域への掲出禁止 ②交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

⑥ 自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

区 分	特定区域内に限る許可地域
1方向の表示面の面積	①道標 : 2㎡以下 ②案内図板: 6㎡以下 ③説明板 : 4㎡以下 ④その他 : 6㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）
地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下）
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く。） ②地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合及び案内図板を除く。）
その他の表示方法	①寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑦ 自己敷地外に建植えする案内誘導広告

区 分	特定区域内に限る許可地域
1方向の表示面の面積	①2㎡以下（下記を除く。） ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1㎡以下 （表示面が2方向以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）
横の長さ	2m以下
地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認められる場合は5m以下）
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

⑧ 電柱利用広告

区 分	基 準
規 格	①突出するもの 縦1. 2m以下、横0. 45m以下 ②巻きつけるもの 縦1. 5m以下、表示面積0. 5㎡以下
数 量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4. 5m以上（歩道上2. 5m以上） ②巻き付けるもの 1. 2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	突出するもの ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ②柱から垂直に0. 15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

⑨ 街灯利用広告

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	0. 2 ㎡以下
数量	街灯 1 本につき、突出するもの 1 個
道路面からの高さ	4. 5 m 以上（歩道上 2. 5 m 以上）
掲出場所	交通信号機からの距離 5 m 以上
色彩	①彩度の高い色の色数は 2 色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が 2 色以下の場合を除く）
その他の表示方法	①商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ②同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ③厚さ 0. 1 5 m 以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

⑩ バス停留所標識利用広告

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の 1 / 3 以下
数量	1 個
色彩	①彩度の高い色の色数は 2 色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が 2 色以下の場合を除く）
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

⑪ 消火栓標識利用広告

区 分	基 準
規格	縦 0. 4 m 以下、横 0. 8 m 以下
数量	標識 1 本につき、突出するもの 1 個
道路面からの高さ	4. 5 m 以上（歩道上 2. 5 m 以上）
掲出場所	交通信号機からの距離 5 m 以上
色彩	①彩度の高い色の色数は 2 色以下 ②地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が 2 色以下の場合を除く）

⑫ アーチ利用広告

区 分	基 準
道路面からの高さ	4. 5 m 以上（歩道上 2. 5 m 以上）
その他の表示方法	①商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑬ アーケード利用広告

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	0. 5 ㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者 1 人につき 1 個
道路面からの高さ	4. 5 m 以上（歩道上 2. 5 m 以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑭ 自動車表示広告

区 分	基 準
色彩等	宣伝車は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バス・その他自動車（宣伝車を除く）は、1 側部につき 3 ㎡以下、後部は 1 ㎡以下
その他の表示方法	路線バス・その他自動車（宣伝車を除く）の前部には表示しないこと ただし、ラッピングバス等については、別途基準を適用

⑮ 垣・塀利用広告

区 分	基 準
表示面積の合計	掲出される垣又は塀の面の面積の 1 / 4 以下
数量	2 個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

⑯ 広告幕（壁面を利用するものを除く）

区 分	基 準
道路面からの高さ	横断幕は 4. 5 m 以上

⑰ アドバルーン

区 分	基 準
規格等	幅 1. 5 m 以下、高さ 1 5 m 以下

⑱ 広告旗

区 分	基 準
表示面積	2 ㎡以下
相互距離	道路上の路肩から 5 m 以内の場所に掲出するものは、相互間距離を 5 m 以上とすること

⑲ 置看板

区 分	基 準
1 方向の表示面の面積	2 ㎡以下
掲出場所	道路上には設置しないこと

3. 適用除外広告物における許可等の共通基準

(1) 自家用広告物

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可基準	許可不要	表示面積の合計が5㎡以下、数量が3枚（基、個）以下の場合		
	表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
	建植え広告物の1方向の表示面積	5㎡以下	10㎡以下	15㎡以下
	数量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
	敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	掲出場所	屋上への掲出禁止	屋上への掲出禁止（中高層住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く）	—
	色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）		
	その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止）
	その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

(2) 管理用広告物

区 分		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可を要しない適用除外の基準	表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	
	数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	
	敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	掲出場所	屋上への掲出禁止		
	色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）		
	その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ③光源の点滅の禁止	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ③光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止）
	その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		

(3) 道標・案内図板等

区 分		第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域
許可基準	1 方向の表示面の面積	①道 標 : 1 ㎡以下 ②案内図板 : 3 ㎡以下 ③説 明 板 : 2 ㎡以下 ④そ の 他 : 3 ㎡以下	①道 標 : 2 ㎡以下 ②案内図板 : 6 ㎡以下 ③説 明 板 : 4 ㎡以下 ④そ の 他 : 6 ㎡以下	
		(表示面が 2 方向以上の場合にあつては、それぞれ接する 2 方向の表示面の面積の合計)		
	地上からの高さ	3 m 以下	3 m 以下 (市長が特にやむを得ないと認める場合は 5 m 以下)	
	相互距離	5 m 以上		
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離 5 m 以上		
	色 彩 (案内図板を除く)	①彩度の高い色の色数は 2 色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1 / 2 以下 (色数が 2 色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 5 以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止		
	その他の基準	上記のほか、許可地域の許可基準 (共通の基準、関係する個別基準等) に適合していること。		

(4) 案内誘導広告物

区 分		第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域
許可基準	表示方法	①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとする	—	
	1 方向の表示面の面積	① 2 ㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、1 方向の表示面の面積の合計は 8 ㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は 1 ㎡以下		
	横の長さ	2 m 以下		
	地上からの高さ	3 m 以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物は 5 m 以下）		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から 10km 以内		
	相互距離	5 m 以上		
	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離 5 m 以上		
	色 彩	①彩度の高い色の色数は 2 色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1 / 2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く）		
	その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1 / 4 以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		
その他の基準		上記のほか、許可地域の許可基準（共通の基準、関係する個別基準等）に適合していること。		